

WELL

シャープ健康保険組合

Vol.49
2017.3



illustration/さか ちさと

Contents

2017年度予算のお知らせ……………2	2017年度健康保険組合の主なスケジュール……………6
特定被保険者の介護保険料徴収(決定)のお知らせ……………5	マイナンバー制度の状況について……………7
2017年度保険料のお知らせ……………6	2017年度特定健診のご案内……………8

健康保険組合への各種届出用紙がホームページからダウンロードできます。郵送料の削減にご協力ください。

<http://kenpo.sharp.co.jp/>

2017年度

予算・事業計画

2017年度収支予算が、去る2月の組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。



2017年度 予算のポイント

●全国健康保険組合を取り巻く状況

超高齢社会に突入しているわが国では、高齢化の進展や医療技術の向上などにより、国民医療費は年々増加の一途をたどり、平成27年度には41.5兆円となりました。これに伴い、健保組合など医療保険者に課せられる高齢者医療制度への納付金も年々増加しています。現在、保険料収入に占める納付金の割合は平均42.7%に達し（シャープ健保は33.3%）、50%以上の組合も267組合に上りました。本来、加入者のために使われるべき保険料の半分以上が、高齢者の医療費に使われていることとなります。さらには今年度から後期高齢者支援金の算定方法が全面総報酬割となり、加えて介護保険の納付金においても総報酬割の段階的導入が具体的に提案されるなど、健保財政は一層厳しさを増すものと予想されます。

このような状況のなか、健保組合は保険者のリーダーとしての真価を発揮することが求められており、

健康保険料率(9.9%) 介護保険料率(1.45%)は 据え置き

◆一般勘定基礎数値

健康保険料率	9.9% (据え置き)
被 保 険 者	3.887%
会 社	6.013%

◆平均加入者数

従業員	被保険者	21,694人	(前年比▲1,158人)
	被扶養者	27,638人	(前年比▲1,626人)
特 退 (OB)	被保険者	2,461人	(前年比▲368人)
	被扶養者	2,355人	(前年比▲374人)

◆平均標準報酬月額

従業員	443,518円	(前年比+1,700円)
特退(OB)	298,256円	(前年比+20,160円)

※特退の標準報酬月額は全員一律です(3月まで280,000円、4月以降300,000円)。

今後の医療保険制度の動向に注視しつつ、加入員や家族にとって身近な存在である特色を活かした効率的・効果的な保健事業の実施や医療費の適正化を推進し、国民皆保険の維持と健保組合の優位性を高めることが重要となっています。

●シャープ健康保険組合の予算概要

当組合の2017年度予算は、高齢者医療制度への納付金が2年前の精算により大幅な減額となったことにより、単年度収支差は6億400万円の黒字となります。しかしながら、2018年度以降の健保収支見通しが不透明ななか、2017年度予算は現行料率9.9%を据え置くとともに、健康経営4年目、データヘルス計画3年目として、効果的・効率的な保健事業を展開、事業主・労働組合と連携を図り、被保険者・特例退職被保険者およびご家族の疾病予防や運動習慣定着化を図る予算編成としました。

今年度の当組合の介護保険料率は1.45%を据え置

健康保険

予算総額
154億7,500万円

国への納付金が大幅減額となったため、単年度収支で黒字予算となる。

【全体】

◆一般勘定収支(特退含む)

収入	
科目	予算額(百万円)
保険料収入	13,972
事業収入・他	503
繰入金	1,000
合計	15,475

支出	
科目	予算額(百万円)
保険給付費	8,170
納付金	4,659
保健事業費・他	1,042
予備費	1,604
合計	15,475

単年度収支差引額 +604

※内、特退(OB)収支

収入	
科目	予算額(百万円)
保険料収入	869
事業収入・他	60
繰入金	-
合計	929

支出	
科目	予算額(百万円)
保険給付費	1,914
納付金	-
保健事業費・他	43
予備費	-
合計	1,957

単年度収支差引額 ▲1,028

介護保険

予算総額
17億2,800万円

◆介護勘定基礎数値

介護保険料率	1.45% (据え置き)
被保険者	0.725%
会社	0.725%

◆介護勘定収支

収入	
科目	予算額(百万円)
介護保険収入	1,628
繰入金	100
合計	1,728

支出	
科目	予算額(百万円)
介護納付金	1,545
介護保険料還付金	1
予備費	182
合計	1,728

くとともに、今年度から特定被保険者(P5参照)の介護保険料徴収を開始いたします。

介護保険については、健康保険組合は保険料を徴収し国へ納付することで介護保険制度に協力しています。各組合の40~65歳の該当者数を基に介護納付金は算定されます。

今後も被保険者、被扶養者のための健康づくりや疾病予防事業などの推進という保険者機能を発揮して、医療費の適正化に努めてまいります。

みなさまにおかれましては、健康管理への関心を高められ、当組合が実施する「健診事業」や「ジェネリック医薬品の使用促進」などに積極的に参加されるとともに、安易な受診やはしご受診、時間外受診などは避けるなど、医療費の削減にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。



主な保健事業

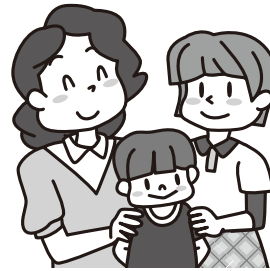
従業員向け

- 個別保健指導の強化(指導対象者拡大等)
- 健康情報の発信(健康教育会、啓蒙情報発信)
- がん検診等の機会提供(早期発見)
- 会社と連携したメンタルヘルス対策の実施
- 口腔衛生教育の実施(健口寿命プロジェクト)
- 健康経営の推進(肥満防止、運動習慣づくり、禁煙推進等)

2014年度から全社で導入した『健康経営』の考えのもと、2017年度より、各事業所健康管理室の役割機能を従業員の健康維持・疾病予防に特化(診療業務を終了)することで、「けんこうシャープ23(シャープ版健康経営)」の取り組みを強化し、従業員全体の健康増進を強力にサポートしていきます。

従業員ご家族および特例退職・任意継続被保険者本人と そのご家族向け

- 特定健診(40歳以上)の推進(対象者に案内を送付)
- 従業員家族対象の特定健診受診後の特定保健指導の推進
- がん検診等の機会提供(早期発見)



健保財政安定化に向けた取り組み

全員の方へのお願い(医療費の削減)

健保支出の約50%は医療費(病院・薬局への支払い)です。この医療費の一部は私たちが受診の仕方や意識を変えることで削減が可能ことがあります。

(例)

- 重複・頻回受診、重複調剤をしない。
- ジェネリック医薬品を使う(薬局でジェネリック医薬品を希望する)
- 早期発見による重症化予防のため健診をできるだけ利用する(特定健診・郵送検診等)



特例退職者

2017年4月から標準報酬月額を従来の28万円から30万円に改定します。これにより月額保険料(介護含む)が2,270円のアップになります。

※3月27日口座引き落とし分から。



健康保険組合

安定した財政運営を図りながら、サービス向上に向けた取り組み強化。

- 被扶養者適正化推進(検認継続実施、啓蒙等)
- 医療費(Web)通知およびジェネリック医薬品差額通知
- レセプト点検等給付審査強化
(第三者行為医療費回収、柔整療養費適正化等)

特定被保険者の介護保険料 徴収(決定)のお知らせ

当組合では、介護保険制度の開始以来「特定被保険者」からの介護保険料の徴収を免除していましたが、公平に介護保険料の負担をいただくよう被扶養者分の介護保険料(2017年4月分保険料から)の徴収を開始することが、2月開催の組合会で正式決定しましたので、ご理解とご協力をお願いします。

1 介護保険に加入する人

保険料はシャープ健康保険組合が徴収

第1号被保険者



各市区町村に居住する65歳以上の人です。

第2号被保険者



40歳以上65歳未満で、健保などの医療保険に加入している人です。健康保険の被扶養者も介護保険では被保険者となります。

特定被保険者(新規徴収)



(海外居住者が第2号を扶養) (65歳以上が第2号を扶養)

自分自身は40歳未満または65歳以上の第1号被保険者または介護保険の適用除外となっているが、介護保険第2号被保険者である被扶養者がいる人です。

2 介護保険料と納付方法

	介護保険料	納付方法
第1号被保険者 (65歳以上の人)	所得に応じた段階別の定額制で、国が定める基準に基づき、各市区町村が条例で設定します。各市区町村により保険料が異なります。	各市区町村が徴収します。
第2号被保険者 (40歳～65歳未満の人)	健康保険組合が国に納める介護納付金を賄うために、第2号被保険者と特定被保険者の標準報酬総額(標準賞与見込額の総額を含む)をもとに保険料率を算出して保険料を決めます。	シャープ健康保険組合が徴収し、国へ納付します。
特定被保険者 (40歳未満、65歳以上の人)		

【ご注意】被保険者本人が65歳以上の方は、ご自身の介護保険料をお住まいの各市区町村へ納付されていても、被扶養者(家族)に40歳以上～65歳未満の方がいる場合(特定被保険者に該当の場合)は、被扶養者分の介護保険料を新たにシャープ健康保険組合へ納付いただくこととなります。

3 介護保険が免除されるとき(事業主への届出が必要です)

◆介護保険の適用除外とは

介護保険の第2号被保険者(特定被保険者含む)に該当し、健康保険料とあわせて介護保険料が徴収されますが、次の方については、介護保険料が免除されます。

この場合、証明書類を添付して「介護保険適用除外(該当・非該当)届」を所轄の総務部・管理部を經由して健康保険組合へ提出することが必要です。また、該当しなくなったときも同様に届出が必要です。

※退職者(任継・特退)の方は直接シャープ健康保険組合へ提出してください。

※届出はシャープ健保ホームページからダウンロードできます。

◆適用除外者(特定被保険者の方は、被扶養者の方が下記に該当した場合)

- (1) 海外居住者(日本国内に住所がない人)
※本人が海外勤務する場合は、会社からの届出で対応(本人からの届出は不要です)。
- (2) 在留資格または在留見込期間が3カ月以下の外国人
- (3) 身体障害者療護施設など、適用除外施設に入所している人

4 特定被保険者の介護保険料の徴収開始時期

2017年4月分 介護保険料から

(従業員:5月25日給与控除、任継者:4月10日納付期日、特退者:3月27日口座引落)

2017年保険料のお知らせ

◆任意継続被保険者(変更ありません)

	2017年3月31日まで		2017年4月1日から	
標準報酬月額の上限	440千円(28等級)		440千円(28等級)	
保険料率	健康保険9.9%	介護保険1.45%	健康保険9.9%	介護保険1.45%
上限での保険料	43,560円	6,380円	43,560円	6,380円

※各自の保険料については、3月中旬に別途郵送いたします。4月から国民健康保険に切り替える場合の手続き方法もあわせてご案内しています。

◆特例退職被保険者(前年度より1等級上がります)

- 標準報酬月額が1等級上がるため、健康保険料および介護保険料が増額となります。

	2017年3月31日まで		2017年4月1日から	
標準報酬月額	280千円(21等級)		300千円(22等級)	
保険料率	健康保険9.9%	介護保険1.45%	健康保険9.9%	介護保険1.45%
保険料	27,720円	4,060円	29,700円	4,350円

※上記保険料に手数料を加算して引き落としされています。

※介護保険料は65歳未満の方のみ納付いただけます。ただし65歳以上の方で『特定被保険者』に該当される方は、被扶養者分の介護保険料を納付いただけます。



2017年度 健康保険組合の主なスケジュール (従:従業員、任:任継、特:特退)

該当月	全体	従業員	退職者(任継・特退)
4月		特定健診の受診券送付(4/20~) (40歳以上の家族)	特定健診の受診券送付(40歳以上)(4/19~)
6月	常備薬斡旋(6/12~)		特扶養家族調査送付 特負担軽減申請書送付(70歳以上)
7月	理事会・組合会	情報誌「WELL」HP掲載 扶養家族調査開始	情報誌「WELL」送付
8月		扶養家族調査期間	
10月	常備薬斡旋(10/16~)		
1月	常備薬斡旋(1/15~)		納付明細書、医療費のお知らせ送付(下旬)
2月	理事会・組合会		
3月		情報誌「WELL」HP掲載	情報誌「WELL」送付 任翌年度の保険料額通知送付

備考

従:医療費のお知らせは、電子給与明細上で毎月確認できます。電子給与明細を利用していない事業所の従業員の方には、1月に送付します。

任:加入後2年の期間満了を迎える方には、満了日前月にご案内します。

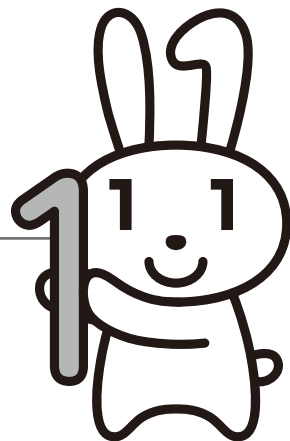
特:75歳到達による期間満了を迎える方には、満了日の前月にご案内します。

従・任・特共通

70歳を迎える方には「高齢受給者証」を交付します。

70歳の誕生日の翌月1日から適用となりますので、適用日までに送付します。

マイナンバー制度の 状況について



マイナンバー
キャラクター
マイナちゃん

シャープ健康保険組合では、2017年1月1日から、マイナンバー法に基づいた安全管理措置を整えたうえで、マイナンバーの取り扱いをスタートしています。

マイナンバー制度の本格運用は、2017年7月1日から行政機関や他の保険者との情報連携がスタートし、将来的には医療機関との情報連携やマイナポータル(※)の活用が予定されています。

ご結婚やご出産により、新たな扶養家族ができたときは、扶養申請時に忘れずにマイナンバーの登録をお願いいたします。

※マイナポータルとは、マイナンバー制度で個人ごとに設けられるポータルサイトの名称。

情報連携開始後の メリット

オンラインでの保険資格確認

→資格過誤請求事務の削減、返納金債権等の減少による事務の効率化



添付書類の提出が簡素化

→加入者に依頼していた住民票等の添付書類が簡素化(省略)される



2017年7月1日～

情報連携の
仕組み構築・
情報連携開始

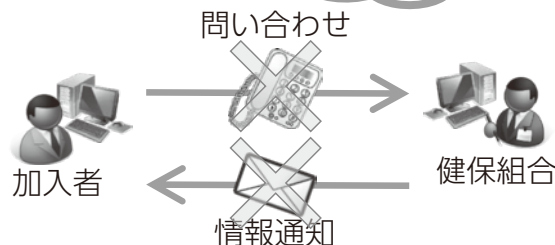
マイナンバー制度の
インフラを活用した
さらなるサービス

将来

マイナポータルの活用

→健保組合での通知業務や問い合わせ対応の負担等を軽減

医療費通知等
への活用



情報連携開始後には、保険者が他の関係機関に情報照会を行うことができるため、加入者に依頼していた添付書類が簡素化されます。また、今後マイナンバー制度のインフラを活用した、オンラインでの保険資格の確認を検討しており、資格過誤請求事務の削減等が見込まれます。

2017年度 特定健診のご案内

シャープ健康保険組合では、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40歳以上の方に特定健診を実施しています。
特定健診は、知らない間に進行している危険性がある生活習慣病の早期発見を目的としています。



「健康には自信がある」「気になることはない」と
健診を受けていない方、
あなたの健康を確認するために
年1回の健康チェック!特定健診を受けましょう

特定健診対象者

2017年4月1日～2018年3月31日に到達年齢40～75歳未満のご本人(被保険者)とそのご家族(被扶養者)。
対象の方には特定健診「受診券」を郵送します。

※受診日当日に資格がない方は、ご利用になれません。

特定健診の受診方法

従業員の方

会社で実施する定期健診に特定健診の項目が含まれていますので、**定期健診を受診**してください。

従業員以外の方

(従業員のご家族や、
任意継続・特例退職者
ご本人とそのご家族)

- (1)ご希望の受診可能な医療機関に直接ご予約ください。
- (2)ご予約日当日は、「**受診券**」と「**健康保険証**」の**両方**をご持参ください。

【窓口負担】 1,000円

【配布時期】 4月末ごろ ご自宅へ郵送予定

【受診可能な医療機関】

5月ごろからシャープ健保ホームページで順次掲載予定

特定健診の実施状況の報告

2016年度は、83.2%の目標に対し
64.1%でした。

2017年度における受診目標値は
90%となっています。受診率目標達成
のためにも、特定健診を受診いただき
ますようご協力をお願いします。

	2015年度	2016年度 ※速報値	2017年度
シャープ健保	67.8%	64.1%	—
国の受診目標	77.0%	83.2%	90%

※2017年2月現在

パート先・人間ドックなど、他の健診を受診されている方へ

他で健診を受診された場合、下記項目が揃っていれば特定健診として代用登録することができます。
健診結果表のコピーをシャープ健康保険組合までご送付くださいますようご協力お願いいたします。

【特定健診項目】

- ①問診…喫煙の有無・使用中の薬の有無(血圧・コレステロールまたは中性脂肪・血糖)
- ②身長・体重・BMI・腹囲・血圧(最高/最低)・尿(糖・蛋白)・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・空腹時血糖またはHbA1c・GOT・GPT・γGTP・医師の診察結果・医師の名前